

岩手県監査委員告示第17号

行政監査及び定期監査の結果の公表（令和4年岩手県監査委員告示第6号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により岩手県公安委員会から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

令和4年3月29日

岩手県監査委員 岩 淵 誠
岩手県監査委員 佐々木 茂 光
岩手県監査委員 寺 沢 剛
岩手県監査委員 沼 田 由 子

- 1 監査対象機関名 岩手県千厩警察署
- 2 監査実施日
 - (1) 予備監査実施日 令和3年10月21日
 - (2) 本監査実施日 令和3年12月23日
- 3 監査結果の公表の日 令和4年2月8日
- 4 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
小破修繕の契約に当たり、契約の相手方の決定を誤っているものがあったので、適切な事務の執行に努められたい。	今後、契約事務（見積合わせ）に当たっては、チェック表を活用して担当係内で相互に確認するとともに、決裁時に同チェック表を添付して複数の職員による確認を徹底して再発防止に努める。